

4. 自転車ネットワーク計画路線の更新

4.1. 自転車ネットワーク計画更新の基本的考え方

各種調査結果を踏まえ、「沼津市自転車ネットワーク計画」を更新する。

更新の基本的な考え方は以下のとおりである。

【通行環境・ネットワーク機能】

- 幹線道路の中から自転車ネットワーク計画の基本方針に合致する路線（区間）を、自転車ネットワーク計画路線として選定する。
- ネットワーク候補路線（区間）について、自転車の走行状況や現地調査により問題点を確認し、実態に即した路線の更新を検討する。
- 現況での自転車通行環境整備とともに、道路整備計画において実施される自転車通行環境整備も考慮して、自転車ネットワーク計画に定める路線を選定する。
- 沼津駅周辺総合整備事業及び中心市街地のまちづくり計画に関わる路線については、計画に合わせて自転車ネットワーク計画路線を検討する。
- 沼津・伊豆地域において推奨しているサイクリングルートやナショナルサイクルルートである太平洋岸自転車道を考慮し、市街地エリアの自転車ネットワークとの連続性を考慮した計画を作成する。

【整備形態】

- 自転車ネットワーク計画路線について、整備形態（自転車道、自転車専用通行帯、車道混在）を検討する。整備形態は、その路線（区間）の規制速度と自動車交通量とから「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」（以下、ガイドライン）に従い、現況の幅員構成をもとに選定する。その際、必要に応じて歩道を含む幅員構成を見直しする。
- 自転車通行環境整備実施済の区間は、当面、その整備形態を継続するものとするが、ガイドラインに準じていない形態では、長期的には道路空間の再配分を含めて、整備形態の変更を計画する。

【評価】

- 自転車ネットワーク計画は、評価指標によるモニタリングを踏まえて、適宜、自転車ネットワーク計画を見直すものとする。

4.2. 自転車ネットワーク候補路線

4.2.1. 市街地

市街地エリア内の幹線道路について、基本方針 1, 2, 3 の路線選定基準に合致する路線区間をネットワークの候補路線として選定する。

4.2.2. 南部

主に、基本方針 3 に該当する路線区間をネットワークの候補路線として選定する。

4.2.3. 片浜・原

片浜・原エリア内の幹線道路について、基本方針 1, 2 の路線選定基準に合致する路線区間をネットワークの追加路線として選定する。

基本方針1:だれもが安全・安心、快適に自転車を利用できる環境の創出

【路線選定基準】

- ① 自転車事故危険箇所（県警データ）
- ② 高校から指摘があった危険箇所
- ③ 高校へアクセスする路線

基本方針2:日常生活における自転車の利用促進

【路線選定基準】

- ① 日常主要施設（行政施設・商業施設、病院）へアクセスする路線
- ② 沼津駅から 3 km 圏内の駅アクセス路線
- ③ 片浜駅・原駅からそれぞれ 1 km 圏内の駅へのアクセス路線

基本方針3:観光・地域資源を活用した自転車の利用促進

【路線選定基準】

- ① 観光施設へアクセスする路線
- ② サイクリングマップの路線
(港周辺、狩野川、ぐるっと“ぬまいち”、KANOGAWA サイクリング MAP)
- ③ 太平洋岸自転車道、富士山 1 周ルート（ふじいち）に位置付けられた路線

以上の基本方針1～3を踏まえて補完する路線

【路線選定基準】

- ① 自転車ネットワークを形成するために必要な路線
- ② 周辺市町の自転車ネットワークと接続する路線